

令和2年3月27日

千葉県報第13516号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成24年度分
(監査テーマ)
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について・・・ 1

- 2 平成28年度分
(監査テーマ)
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業
育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の
管理に係る事務・・・ 2

- 3 平成29年度分
(監査テーマ)
県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、
負担金及び交付金の財務事務等の執行・・・ 4

- 4 平成30年度分
(監査テーマ)
県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、
県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務・・・ 5

◎「区分」欄の記載について

- ・ 包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。
- ・ また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができることとされている。
- ・ 包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して対応した場合、それぞれ「措置済み」、「対応済み」として整理し、監査委員に通知している。
- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、次のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
 - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
 - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
 - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。

平成24年度包括外部監査
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

[総務部行政改革推進課]

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
1	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見）</p> <p>① 専門組織の設置</p>	<p>滞留債権の回収には、経験や法律的な知識が求められることから専門部署を設けて全庁ベースで取り組み体制が望まれる。</p>	<p>行政改革推進課に債権管理担当を配置して、各課に対する研修、指導、助言及び進行管理を行っているほか、債権管理連絡会議を活用して課題等を共有するなどの取組を全庁的に行っている。</p> <p>なお、専門部署の設置については、各債権の制度や実情に精通している所管課の一連の事務から滞納整理のみを切り離すことによる事務の正確性や効率性の確保、部署間の責任の明確化など、検討すべき課題が多く、今後、他県の状況なども踏まえ、研究する。</p>	措置済み

平成28年度包括外部監査
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

〔健康福祉部健康福祉指導課〕

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
2	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	平成25年4月に「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領」を制定する以前は、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例に定められた延滞利子の請求・徴収を行っておらず、現在債権管理中の長期延滞者に対して一切行っていないが、これは同条例111条に明らかに違反しており、延滞利子の徴収を行うべきである。	指摘を踏まえ、「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例」及び「千葉県社会福祉士修学資金返還事務取扱要領」に基づき、滞納期間やその理由、債務者情報、これまでの県の対応等を整理した上で、個々の債務者ごとに延滞利子の徴収又は減免について判断を行っていくこととした。	措置済み
3	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	速やかに平成7年度貸付事案について、債務者ごとの債権管理簿を作成するとともに事実経過を調査し、その調査した事実を元に、さらに納付を促し、また、具体的回収手段についてさらに検討すべきである。	当該事案については、平成29年度に債権管理簿を整理し、事実経過を明らかにした上で、相手方に働きかけた結果、令和2年4月から分割納付することについて了承を得た。完済まで適正な管理に努めていく。	措置済み

平成28年度包括外部監査
知事部局が所管する事務のうち、
社会福祉、環境保全及び産業育成等の
施策に基づく諸制度において発生する
税外収入未済金の管理に係る事務

〔健康福祉部医療整備課〕

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
4	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	債権金額が少額で、取立てに要する費用が債権金額を上回ると想定される場合は、徴収停止（自治法施行令第171条の5）の適用も検討するべきである。	令和元年度に、地方自治法施行令第171条の5に規定される徴収停止の適用を含めた、適正な事務執行のための実施マニュアルの作成を行った。今後は、マニュアルに基づいた事務を進めていく。	措置済み
5	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	分割払いが遅滞に陥った際、住所の調査を行って督促をするなどの手続は行っているものの、実際に返済が可能かどうかの返済能力についての調査がなされていない。	分割払いが遅滞した場合、督促に加え、不動産登記簿による財産調査、滞納者からの電話や面会等による聴き取り、任意で提出を受けた本人の給与明細等による返済能力の調査も実施することとした。	措置済み

平成29年度包括外部監査

〔教育庁教育振興部体育課〕

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
6	第7 千葉県小中学校体育連盟事業補助金	実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が実際に行われ、補助金がこれに充てられたことを確認するたために、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。	補助団体である千葉県小中学校体育連盟と調整を行い、令和元年度に交付された補助金分から、この対象事業に充てられたことを確認できる書類（領収書等）を実績報告書に添付することとなった。	措置済み
7	第8 千葉県高等学校体育連盟事業補助金	実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が実際に行われ、補助金がこれに充てられたことを確認するたために、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。	補助団体である千葉県高等学校体育連盟と調整を行い、令和元年度に交付された補助金分から、この対象事業に充てられたことを確認できる書類（領収書等）を実績報告書に添付することとなった。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
	<p>第37節 公舎受付等管理業務委託 第3款 見積合わせの省略</p>	<p>財務規則116条の2では、随意契約による見積合わせを行うこととして、「当該見積合わせを省略できる場合として、「当該契約の予定価格が10万円未満の場合」、「郵便手、郵便はがきその他法令等によって価格の定められ、若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」と定めている。本件において担当課は「見積書を徴しがたいとき」に該当すると判断したようであり、随意契約における執行向いにおいても、①県知事選挙の結果を踏まえた業務仕様の確定や入札に準備期間を要すること、②公舎職員の欠員が生じていること、公舎職員の不在は業務仕様に影響すること、などの見積合わせの省略理由を記載している。しかしながら、上記①②は、いずれも以前から予定されていたことであり、随意契約によらなければならぬ理由として理解できるとも、見積合わせを行うことができず、本件業務を受託した経緯が深い。また、過去に本件業務を受託した経緯がある業者も存在する以上、見積合わせを行うことは十分可能であったと考えられる。よって、担当課は、随意契約を行うことが必要な場合でも、できる限り原則に則って見積合わせを行うことが望ましい。</p>	<p>今後、本委託業務に係る随意契約の実施に当たっては、過去に本委託業務を受託した経験のある業者を対象にした見積合わせを行った上で契約を締結することとする。</p>	<p>対応済み</p>

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
9	第37節 公舎受付等管理業務委託 第3款 入札参加資格の設定	<p>自治法において一般競争入札が原則とされているのは、一般競争入札が最も競争性、透明性、経済性等に優れていると考えられているからである。</p> <p>とすならば、担当課は、一般競争入札を行う場合には、その利点を阻害しないよう、幅広い入札者が集まるように配慮して入札参加資格を設定すべきであり、本件一般競争入札の入札参加資格については、その観点から見直すことが望ましい。</p>	<p>令和2年度の本委託業務に係る入札手続からは、「千葉市内に本社又は責任者が常駐する営業所を有する者」まで入札参加資格者の範囲を拡大することとした。なお、そのほかの入札参加資格について、今後、必要に応じて見直しを行うこととする。</p>	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
10	第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分） 第2款 第1 契約書 1 取引対象物件の特定	<p>契約書は、契約当事者間の合意内容を書面で明確にしておくことにより後日の紛争を回避することにも資するものであるから、当事者間の合意内容についてはできる限り詳細に記載しておくことが望ましい。したがって、県が取得する車両及び下取りに提供する車両の詳細については、取引対象物品が契約書上明らかとなる措置を講ずべきであった。</p> <p>この点、県からの事前回答によると、平成30年度からは下取り車両の状況に関する書類を入札公告書類に添付する運用に改め、取得する車両の仕様書や下取りする車両の状況について、契約書に添付することで、措置が図られたとのことであった。</p>	<p>左記のとおり平成30年度からは下取り車両の状況に関する書類を入札公告書類に添付する運用に改め、取得する車両の仕様書や下取りする車両の状況について、契約書に添付することで措置済みである。</p>	措置済み
11	第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分） 第2款 第1 契約書 2 契約保証金免除規定の記載	<p>本節の契約においては、契約保証金が免除されているが、その旨が契約書上からは明らかとなっていない。そのため、契約書において明示すべきである。この点、県からの事前回答によると、平成30年度からは契約保証金を免除する旨を契約書において明示することとしたことであった。</p>	<p>左記のとおり平成30年度からは契約保証金を免除する旨を契約書において明示することとし措置済みである。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
12	第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分）第2款 第3 決裁文書	<p>本節の契約締結に関する決裁文書には、契約保証金を免除とすの根拠規定として、財務規則99条3項との記載がなされ、それに基づき決裁がなされているが、県からの回答によると、係る記載は誤記であり、正しくは財務規則99条2項3号であることであった。そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。</p> <p>この点、県からの事前回答によると、監査人からの事前の問い合わせ（指摘）をきっかけとして、上記誤記についてはその後訂正処理を行い、その経過についての報告書を作成の上、決裁権者にまでその旨の報告を行っていることであった。</p>	<p>上記のとおり監査人からの事前の問合せ（指摘）をきっかけとして、当該誤記についてはその後訂正処理を行い、その経過についての報告書を作成の上、決裁権者にまでその旨の報告を行い措置済みである。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
13	<p>第56節 平成30年2月定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書 第3款 第1 随意契約選択の理由</p>	<p>契約の相手方が随意契約の理由となる条件を満たしているのかの検討が、それまでの実績の内容を除いてなされていない。契約年ごとに契約の内容が上記条件を満たしているかの検討結果を記載し、また他に条件を満たす業者が存在しないかの調査をするのが望ましい。遅くとも平成26年度のより契約が同一者との間で継続しているが、ほかに条件を満たし、かつ現在より安価な業者の調査をしなければ、このまま安易に随意契約が同一業者と継続してなされることになってしまい問題であり、随意契約の相手方として適当な業者が、現在の契約相手以外に存在するかどうかの検討をするのが望ましい。</p>	<p>専用スペースの確保や、随時・至急対応等の条件を満たす業者であることについての確認結果を記録として残すこととした。 また、ほかに条件を満たす業者の存在について、業者を決定する前に調査を行う。</p>	<p>対応済み</p>

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
14	第8節 リアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査業務委託 第2款 第1 契約書	業務委託契約書に業務委託仕様書が綴じ込まれていない。仕様書は契約の内容を構成するものであるから、契約書と一体として綴じ込むべきである。	契約書の編冊に当たっては、仕様書についても一体としてとじ込むこととした。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
15	第22節 新都市ビル西側外壁設置工事 第2款 第1 見積合わせ	本件では、二人以上の者の見積りが必要とされる。しかしながら、県は、平成29年8月というお盆休みが当然想定される時期に見積依頼書を送付している。そのため、送付を予定していた2者の内、1者からは、事前の打診の段階で夏季休業の関係で期限内に見積りを作成することが不可能との回答があり、1者のみの見積りとなっている。係る理由については、財務規則116条の2第1項ただし書の要件を満たすものではなく、見積書を徴求すべきである。	令和元年度からは、業者の夏季休業等の休業日を勘案し適正な見積期間を確保した上で、2者以上からの見積書を徴することとした。	措置済み
16	第44節 再生PPC用紙 (本庁分) 第2款 第1 契約書	本契約の契約条項には、県から業者への注文方法、納品期限、最小発注単位に係る条項が規定されていない。契約書の条項には、入札に際して県から提示されている「仕様書」に基づいて納品を行う旨の規定があり、当該仕様書には、納品期限や最小発注単位などの規定がなされており、仕様書にこれらの記載があることから、仕様書の記載事項が契約の内容になっているものと解釈できるものではないが、上記事項は重要事項であるから、契約書の条項として明記しておくべきである。	県から業者への注文方法、納品期限、最小発注単位等については仕様書に記載があることから、平成31年度の契約から、契約書とともに仕様書を袋とじすることとした。	措置済み
17	第45節 グラウンド用白線 第2款 第1 予定価格	予定価格は、財務規則110条2項に拠り、市場価格及び契約の内容に応じて作成すべきである。	予定価格については、財務規則第110条第2項では、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めることと規定されており、参考見積りやこれまでの契約実績等により実例価格の把握に努めるほか、本契約における納入場所が多数にわたるなどの個別の事情も考慮し、適切な価格設定に努めている。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
18	第4.5節 グラウンド用白線 第2款 第3 契約書 1 売買目的物の特定	共通仕様書及びその別紙であるグラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧は、単価契約書に別紙として綴り、割印をすべきである。	平成31年度の契約では、共通仕様書、グラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧を単価契約書に添付し、袋とじ（割印）することとした。	措置済み
19	第4.5節 グラウンド用白線 第2款 第3 契約書 2 購入予定と一致しない納入先一覧	契約書は、実際の契約内容に即して作成すべきであり、本筋の契約書についていえば、納入先の記載は、実際に注文予定がある部署を列記し、多少の変動があることを織り込むために、これを例示とする記述にすべきである。	グラウンド用白線については、学校での購入が想定されるが、それ以外の所属においても購入する可能性はあり、あらかじめ納入予定所属を特定することは困難である。なお、契約書で提示していない所属に納入することはできないことから、令和2年度からは、対象所属を一覧として記載の上、発注予定所属数を記載することとした。	措置済み
20	第4.5節 グラウンド用白線 第2款 第4 履行の監督及び確認	消石灰は、文部科学省通達「学校での消石灰の使用禁止について」により使用が禁止されている。これを受けて、県は、グラウンド用白線の成分に消石灰が含まれないことを必要としている。ところが、納入の際にその成分検査をしていない。仮に相手方が信頼できる業者であるとしても、市販価格の半額以下の売買であることから、成分検査をすべきである。入札時に入札者から説明を受けることや納入時に袋の商品名を確認するだけでは、成分を調べたことにはならない。生徒達の健康に係わるべきであるから、成分のサンプル検査をすべきである。	業者は、あらかじめ入札時に提示した商品を納品している。納入品は市販の商品であって成分は公表されており、消石灰が含まれていないことを確認している。ただし、納入品が入札時に提示した商品と異なる疑いがある場合は、成分検査等を検討することとする。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
21	<p>第49節 千葉県庁本庁舎外 産業廃棄物収集・運搬及び処 分業務委託 第2款 第2 契約書（不当 な条項の削除）</p>	<p>本契約の契約書第4条3項に、契約当事者の責 任範囲に関する規定として、「乙（注：受注者） が、第1項の業務（注：廃棄物の運搬処分）の過 程において、乙又は第三者に損害が発生した場合 に、乙に過失がない場合は甲（注：県）において 賠償し、乙に負担させない。」という条項が定め られている。受注者による廃棄物の処理過程にお いて、受注者に過失がなく受注者又は第三者に損 害が発生した場合に、県が当然に受注者又 は第三者に対し当該損害を賠償すべき義務を負う とは言えないし、また、負うべきであるともいえ ないため、かかる条項を定める必要はない。ま た、当該条項を字義どおりに解釈すると、受注者 及び県以外の第三者の過失によつて受注者又は第 三者が損害を被った場合にも、県に賠償義務が生 じるかのようにも読めるため、県が本来負担する可 必要のない損害賠償義務を負担することとなる可 能性も否定しえない。そのため、当該条項は削除 すべきである。</p>	<p>令和元年度の同契約においては、当該条項は削除した上で締 結している。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
22	第49節 千葉県庁本庁舎外 産業廃棄物収集・運搬及び処 分業務委託 第3 履行の監督及 び確認 2 履行確認の方法	本契約の契約条項においては、相手方からの業 務終了報告書の提出に代えて、マネIFESTのB 2票及びD票を提出することとされており、本 契約の履行確認としてはB2票及びD票の 提出を受けている。しかしながら、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」とい う。）12条7項は、産業廃棄物の排出事業者 が、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場 合に、当該産業廃棄物について発生から最終 処分までの一連の処理の行程における処理が 適正に行われなければならないと定められて いるため、適正に行われなければならないこと から、最終処分まで適正に行われたかどうか を確認すべきである。相手方からは、B2票 及びD票にとどまらず、最終処分が完了した ことを確認するためのE票の提出も求めら れるべきである。	最終処分の確認については、これまでも業 務完了後に業者からE票の任意提出を受け、 確認を行ってきたが、令和元年度の契約か らE票からは、契約書に業務完了後のE票 提出を明記することとした。	措置済み
23	第50節 O A いす（管財 課） 第2款 第1 発注方法	発注を口頭のみによって行った場合、言 い間違いや聞き間違いが生じ、品目違い や数量違い等の誤発注が発生するおそ れがあることから、発注書の書面による 発注を行うべきである。	令和元年度からは発注書を作成の上、 発注することとした。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
24	<p>第61節 本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託第2款 第1 随意契約を選択した理由</p>	<p>随意契約を選択した理由は、点検には受託者が独自開発した機器等が必要不可欠なため、他社では実施が不可能とのことである。 しかし、当該設備は中央監視制御設備として、市場におけるシェアも高い一般的な設備であるし、他の市町村では同じ名称のシステムにつき、競争入札を実施されていることから、他社においても実施可能である可能性がある。したがって、同業他社への聴き取り等を行うなどして、実際に他社では不可能か確認すべきだったのである。その結果、同業他社においては品質あるいは価格に問題がなかったのを踏まえ、現状によることもやむを得ないと考えられるが、現状では随意契約によることについて十分な検討がなされたいというべきである。</p>	<p>随意契約とした判断理由については、次のとおり起案にて明確にすることとした。 判断に際しては、保守点検の対象となる機器のシステム等の情報について、公開の有無を確認し、他社による保守点検の可否を判断する。また、一般的な機器の場合は、同業他社の意見も参考とすることとした。 なお、本庁舎等の中央監視制御設備は、そのシステムに関する情報は社外秘とされ、他社には公開されていないため、同社による保守点検が必要となる。 また、同業他社に聴き取りを行ったが、他社では点検が行えないとの回答であった。 よって、本業務委託については、随意契約が妥当と考えている。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
25	第63節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別産業廃棄物）処理委託 第2款 第2 履行の監督及び確認 2 履行確認	契約書上、相手方による業務終了報告書は、マニフェストD票の送付をもって代えることとされており、契約相手方からは、業務を完了した旨を記載した形式的な業務完了報告書とともにマニフェストD票のみが提出されている。しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の2第7項は、事業者が、特別管理産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めることと定めていることから、最終処分まで適正になされたかどうかを確認すべきである。相手方からは、D票にとどまらず、最終処分が完了したことを確認するためにE票の提出も求めるべきであり、契約条項上もE票の提出を義務付けるべきである。	最終処分の確認については、これまでも業務完了後に業者からE票の任意提出を受け、確認を行ってきたが、令和元年度の契約からは、契約書に業務完了後のE票提出を明記することとした。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
26	第64節 生ごみ処理機制御システム等変更業務委託第2款 第1 契約方法の選択 1 契約締結過程の記録作成	県は、随意契約を選択した理由として、「生ごみ処理機の制御システム変更については、内部フィンの回転速度や停止するまでの負荷の強さ、内部温度の設定など機器の細かい仕様を熟知している必要がある、これらの情報は他社に公開されていないため、当該機器を熟知している相手方で行う必要がある」と説明している。しかし、前述の他社の説明は、直接の説明ではなく、担当者による伝聞であり、その内容を確認することができない。しかも、その説明内容は、抽象的かつ簡略的であって、理解することが困難であるが、質問を重ねることでもできない。本節の契約につき、随意契約を選択したとの判断が相当であったかを確認することは困難である。	随意契約とした判断理由については、次のとおり記録を起案にて明確にすることとした。 判断に際しては、システム変更を行う機器の情報について公開の有無を確認し、他社による受託の可否を判断する。 また、一般的な機器の場合には、同業他社の意見も参考とすることとした。 なお、本件については、他社に確認したところ生ごみ処理機の制御を行うソフト及びハードの情報提供がなければ、制御システムの変更を行えないとの意見があったが、この情報は社外秘であるため、他社に情報提供ができないことから、他社による施工は不可能である。また、機器で使用している微生物及び微生物促進剤の成分等も社外秘の情報であり、他社が作業を実施した場合、その後の肥料の生成に支障が生じるおそれがある。よって、随意契約が妥当と考えている。	措置済み
27	第64節 生ごみ処理機制御システム等変更業務委託第2款 第1 契約方法の選択 2 稼働停止の検討	本節の契約事務は、修理を前提として契約事務を進め、廃棄する選択肢を検討しなかつた点において相当性を欠く。それゆえ、今後本件生ごみ処理機が故障したときは、耐用年数、修理費の金額等を調査し、廃棄も含めて調査し、検討すべきである。	今後本件生ごみ処理機が故障したときは、耐用年数、修理費の金額等を調査し、廃棄も含めて検討する。	措置済み
28	第64節 生ごみ処理機制御システム等変更業務委託第2款 第1 契約方法の選択 3 書類の保管	本件生ごみ処理機を設置したときの契約書、設計図、カタログ等が保管されていない。本件生ごみ処理機は稼働しているにも関わらず、書類保管期間の5年が経過したからという理由で廃棄したとのことである。 新たに何らかの機器を設置したときは、その機器が稼働している限り、その設置の契約書、設計図等の書類を保管し続けるべきである。	新たに機器を設置した際、その機器が稼働している間は、契約書、設計図等の書類を保管し、引き継ぐこととした。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
29	第64節 生ごみ処理機制御システム等変更業務委託第2款 第3 見積合わせ	2 者以上の者から見積書を徴することや困難である場合は、それが困難であることや困難である理由を記述し、その根拠資料を添付した調査報告書を作成すべきである。	<p>随意契約とした判断理由については、次のとおり記録を起案にて明確にすることとした。</p> <p>判断に際しては、システム変更を行う機器の情報について公開の有無を確認し、他社による受託の可否を判断する。</p> <p>また、一般的な機器の場合には、同業他社の意見も参考とすることとした。</p> <p>なお、本件については、機器の情報は社外秘の情報であるため他社に情報提供を行えないことから、他社による履行が困難であり、施工した者でなければ実施できないと判断した。</p> <p>よって、随意契約が妥当と考えている。</p>	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
30	第7節 中庁舎第2電気室空調設備更新工事 第3款 第1 入札保証金の免除 1	入札保証金を免除とできる場合は、「必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」とされる。しかしながら、これら要件について検討された資料は不相当であった。そのため、係の入札保証金の免除の根拠となる資料を徴求することが望ましい。	競争入札に参加する者に必要な資格については、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による「建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等」の公告により、資格要件を定め、適格性を審査の上、資格を有すると認められた者について、「建設工事等入札参加資格者名簿」に登録している。 当該入札参加者については、資格者名簿登録を参加要件としており、既に入札保証金免除の審査が行われている者である。	対応済み
31	第7節 中庁舎第2電気室空調設備更新工事 第3款 第1 入札保証金の免除 2	一般競争入札の規定をそのまま根拠規定として記載することは不正確である。準用条文である、財務規則114条を明記し、「財務規則114条、107条1項」などと記載すべきである。	指名競争入札の準用条文である「千葉県財務規則第114条において準用する第107条第1項第2号の規定により免除する。ただし、当該規定に該当しない業者からは徴する。」と記載を変更した。	対応済み
32	第2節 新都市ビル西側外壁網設置工事 第3款 第1 随意契約の選択	モルタル片の剥離が発覚していた時期からすれば、緊急性の要件を満たしていることが疑問であることから、不落随契（自治令第167条の2第1項8号、9号・入札を行つたが、落札者、入札者がいない場合に随意契約を用いること）が検討されるべきであった。	不調が続いた中で、モルタル片の剥離落下等が確認され一般通行人への危険性があったことから緊急性を要するため、自治令第167条の2第5号の規定による随意契約とした。 不落随契については、建不第9号（平成18年4月5日）通知により、適用要件（①設計変更が不可能である②指名変更が不可能である）が定められ、本件はこれに該当しないため不落随契を行っていない。	対応済み
33	第4節 グラウンド用白線 第3款 第1 入札者の人数	過去5年間において、入札者は1者又は2者であり、落札者は1者であり、かつ同じ業者である。一般競争入札であるのに、入札者が1者又は2者であることは、実際には競争入札になつていないということである。このような場合、その原因を調査して入札者を増やす努力をすることが望ましい。	一般競争入札であるため、競争性は確保されているが、入札者が少ないことは、以前から課題と捉えており、例年入札に参加していない業者から参考見積りを徴取するなどして参加を促している。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
34	第47節 知事公舎等植栽管理業務委託 第3款 第1 決裁書面の記載について	執行伺いについて、年月日の記入がなく、一般競争入札参加者の人数が13者であるのに7者で決裁されているものがあり、正確な記載が望まれる。	記載内容の確認を徹底する。	対応済み
35	第50節 O A いす（管財課） 第3款 第1 予定価格	主事～副課長のOAいすについて、平成29年の落札業者の提出した参考見積りにおいては1万7100円（税別）であり、平成28年の開札結果の平均である、1万1355円（税別）及び当該落札業者の入札価格1万574円（税別）と大きく乖離していた。このように、県が同一業者から徴取した参考見積と当該業者の入札価格が大きく乖離しており、参考見積の妥当性に疑義があると言わざるを得ない状況にあった。にもかかわらず、その理由を確認することなく、予定価格を平成29年度の参考見積り1万7100円の8割の、1万3680円と設定している。参考見積りの妥当性に疑義がある場合、その提出者に見積り金額の理由を確認することを要望する。	一般競争入札の場合、価格競争であることから、落札するた めに、参考見積りより低い価格で入札する傾向がある。 参考見積りの時の価格と入札時の価格でだけの差が生じ るかは、参加者の経営方針に関わる部分である。 なお、参考見積りの内容に疑義がある場合には、確認を行っ ている。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
	<p>第62節 平成29年度自動車燃料等（ハイオクガソリン） 第3款 第1 随意契約の選択</p>	<p>本件は、昭和53年3月31日付で、千葉県石油協同組合との間で千葉県が使用する燃料（総務部管財課取扱い分に限る）の購入にあたり、昭和53年4月1日から昭和54年3月末日までを契約期間とする随意契約の覚書が締結されたのち、今日まで契約期間を1年間とする単価契約が毎年繰り返し締結されている。昭和53年度に覚書を締結することになった経緯は、従前指名競争入札を行っていたところ、千葉県石油協同組合から、県に対し随意契約の要請があったことからである。県は、法的に随意契約が可能であること、官公需適格組合との随意契約は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく国の方針に沿うこと、安定供給が確保できると等から、随意契約を締結することとし、上記覚書を締結したという経緯がある。</p> <p>しかしながら、同様の場合に一般競争入札、個別契約方式を採用している都道府県もあり、千葉県もそのことを把握していたことからすると、本件において条文の要件であるその性質目的が競争入札に適さないとはいえない。また官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律は競争入札を否定する根拠にならない。そもそも随意契約は例外であり、談合を防止する観点からも相手方の要請に応じて随意契約を選択するといった手方は適当ではない。随意契約以外の方法がないのか検討することが望ましい。</p>	<p>本庁各課が使用する公用車は、県内全域を移動対象としており、また、大規模災害時にも安定的な運用が必要であり、公用車への燃料供給者には、県内全域での供給体制が整備され、また、大規模災害時にも安定的な燃料供給が可能であることが要件となる。</p> <p>これらの要件を満たす燃料供給者は、県内給油所の約75パーセントを組合員とし、県内全域での供給体制が確保され、かつ、複数の石油元売り各社からの仕入れを行い、災害時の供給途絶のリスクも低い「千葉県石油業協同組合」以外には認められない。</p> <p>このため、当該契約は競争入札には適さず、千葉県石油業協同組合との随意契約が適当である。</p> <p>なお、随意契約において一般的な課題とされる「契約価格」については、当該契約においては、市場価格を採用し、適切な価格設定を担保している。</p>	<p>対応済み</p>

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
37	<p>第62節 平成29年度自動車燃料等（ハイオクガソリン） 第3款 第2 契約書について</p>	<p>表題が「単価契約書」となっているが、「継続的売買に関する基本契約書」など当該契約の前身が了解しうる表題が望ましい。また、個別契約の成立要件を明確にするためその旨の条項を設けるべきである。本件の場合、給油所にて、指定の燃料伝票を給油所に渡し、給油所が特段の異議なく受領した場合には、申し込みと承諾があったものとして売買契約が成立すると解釈しうる。そこで、「個別契約は甲が乙に対し、所属、氏名、ナンバー給油の種類、給油量等を明記した所定の燃料伝票を交付し、乙が特段の異議なく受領したとき成立する。」などの条項を設けることが望ましい。さらに、本件は、自動車の燃料を購入する契約であるところ、万一燃料が不良品であった場合、当該自動車本体が損壊することとなる。そこで、納入された燃料によって自動車が損壊した場合に相手方が賠償責任を負う旨の規定を設けることが望ましい。</p>	<p>単価契約書の冒頭に「1 品名 平成29年度 自動車燃料等」と記載されていることから、契約の前身はすぐに確認できるものとなっている。 給油伝票の取扱いについて、令和2年度の契約から、単価契約書に次のような条文を加えることとした。 「乙は、甲の庁用自動車等燃料伝票の提示に応じて燃料を納入しななければならない。 なお、前項の燃料の納入は、原則として乙が指定した店頭において行うものとする。」 燃料の規格・品質については契約書に記載されており、また、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき販売されているものであることから、不良品があることは考えにくい。一方、一不良品による損害があった場合には、不測の事態として協議を行う。</p>	<p>対応済み</p>

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
38	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第1 随意契約の選択	指名競争入札を行うべきである。県は、結果として入札者が1者の場合、物品・委託等に係る指名競争入札の実施要項に「入札者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする。」との定めがあることを理由として、本節分析機関との随意契約をしないとして説明するが、特別な理由があるといえるし、本節分析機関しか入札しないと決めつけることも理解しがたい。 (2) 指名することができ分析機関を増やすために、分析登録機関以外の分析能力を持つ諸団体の情報を収集し、県の入札登録業者名簿への登録申請を誘引すべきである。 (3) 年度末までに、次年度の分析業務委託の単価契約を締結すべきである。	令和元年度から、広く分析能力を持つ諸団体の参加を促すことのできる一般競争入札とした。 また、本年度から犯則調査以外の検体の分析と併せて年度当初に契約し、随時の犯則調査に対応する体制を整えた。 なお、入札参加者には、当該契約に係る履行能力の確認のため、他者と交わした類似する業務委託に係る契約書の写しを添付させている。	措置済み
39	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第2 見積合わせ	随意契約を選択する場合は、他の業者から見積書を徴すべきである。第1項2第167条の2第1項2号を適用して随意契約を選択する場合は、他の業者から見積書を徴すべきであり、これを徴しようとしたができなかつたときは、その事務処理報告書を作成し、随意契約選択につき決裁を得るときにこれを添付すべきである。	令和元年度から一般競争入札により契約することとした。	措置済み
40	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第3 予定価格	予定価格の算定は、契約の相手方から提示された資料に基づいて作成すべきではなく、市場価格の調査又は第三者から入手した原価に関する資料に基づいて作成すべきである。	業務の専門性の高さにより実施可能な団体が少なく、市場価格の算定が困難であるため、複数者に対して、仕様書を示して参考見積りの提出を依頼し、提出があった一者の見積書を参考に積算し、予定価格を算定した。 なお、来年度以降についても今年度同様、複数者に参考見積りを依頼し、客観的な資料に基づき積算となるよう努める。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
41	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第4 契約書 1 証人対応	軽油引取税犯則事件が刑事裁判になった場合の石油製品分析について、分析者が法廷で証人として証言することは、本節の契約につき、随意契約を選択した理由であることから、本節の契約の目的達成に係る重要な義務であるところ、相手方これを課す条項がない。よって、契約書には、裁判所から証人として呼び出しを受けたときはこれに必ずべき義務を相手方が負う旨の条項を定めるべきである。	裁判所から証人の要請を受けた者は、刑事訴訟法第143条により出廷が義務付けられており、出廷しない者は同法第151条による罰則規定の適用が定められていることから、裁判所から証人として呼び出しを受けた者は法令の規定により、特別な場合を除いて拒否することができないこととした。なお、出廷に係る費用について負担しない旨を契約書において明記し、紛争を予防した。	措置済み
42	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第4 契約書 2 検体と分析対象資料との同一性の確保	押収する石油製品の押収場所、保管場所は異なることから、押収した検体と分析の対象とする資料の同一性が確保される必要である。しかし、分析の過程で検体の取り違えが生じない方法で分析すべきことが規定されていない。その結果、試験報告書は、押収した石油製品と試験報告書に記載されている検体との同一性につぎ、証拠価値が低くなっている。よって、契約書には、県が引渡した検体と相手方が分析した検体との同一性が確保される方法で分析業務を遂行させる条項を定めるべきである。	令和元年度から検体の引渡しにおいて、委託する個々の検体容器に検体番号を付し、両者が検体を取り違えないよう配慮の上、分析者に引き渡す旨の条項を追加した。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
43	第58節 軽油引取税に係る 犯則調査のため採取した石油 製品の分析業務委託について 第2款 第4 契約書 3 分析業務の報告	相手方が法律に基づく分析機関であって信用性が高いとしても、それだけでは、分析結果の信用性は確保されない。その分析が行われたこと、これを行った者の氏名、肩書き、分析業務の資格、分析方法が適正な機器を用いて、適正な方法で遂行されたこと、その結果報告する分析結果が得られたことにつき、報告書で説明し、そしてその報告内容を裏付ける資料を添付させる必要がある。しかるに、本節の契約書には、この分析の履行方法、その報告の仕方についての規定がないし、報告の方法についても規定がない。 よって、分析業務に付き、相手方をして上記のような報告書の作成及び提出をさせるべきであり、この報告書作成義務を相手方に課す条項を定めるべきである。	令和元年度から分析業務の結果報告について、速やかに、検体ごと試験方法、数値結果及び所見を示した報告書の作成及び提出を契約書に明記して義務付けた。 また、報告内容を裏付ける資料として、委託した検体の写真を報告書に添付し提出する旨も契約書に明記した。 なお、分析担当者氏名については、参加資格申請時の参考資料として提出させている。	措置済み
44	第58節 軽油引取税に係る 犯則調査のため採取した石油 製品の分析業務委託について 第2款 第4 契約書 4 委託する業務と分析業務 との対応	検体の委託についての書式は規定されていないが、分析結果を報告する試験報告書の書式は規定されていない。その結果、業務委託契約書1条に記載されている分析事項と試験報告書に記載されている検査事項とは、双方を対照しての同一性の確認が困難である。 よって、試験報告書と業務を委託する書面の書式を改定し、契約書に定める委託業務との関係を明確にし、かつ検体の同一性を明確にする。	令和元年度から検体の委託をする書面の書式を改定し、分析項目を追加することで依頼する項目を明確にし、かつ、全ての検体の写真撮影を行わせることで、検体の同一性を明確にした。 なお、試験報告書については、県が定めた項目の数値結果及び所見を示す報告書（任意様式）を提出させることとし、分析事項と報告書の検査事項の同一性を確保した。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
45	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第4 契約書 第5 委託する業務の特定	委託する業務につき、その内容が前文に記載され、一連の業務である分析と報告が離れた条文中に記載されているため、委託する業務の特定が必ずしも明確ではない。 よって、今後作成する契約においては、相手方が負う債務を明確にするため、前文に記載してある業務の委託を条項に移し、分析事項を定める条項との関連性を明確にすべきである。	令和元年度から委託する業務について条文中明確化し、かつ、仕様書を作成して相手方が負う債務との関連性を明確にした。	措置済み
46	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第2款 第4 契約書 第6 契約書全般	業務委託契約書には、その外に、条項の整理、記述の仕方等、改善すべきところが幾つか散見される。 契約書を全般的に見直し、適宜改定すべきである。	令和元年度から契約書について、条項の整理及び記述の仕方を精査し、全般的に改定した。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
47	第40節 軽油見本品購入分析業務委託 第3款 第1 契約書一義務の追加	今後県が締結する契約については、受託者に対し分析業務が適正に履行されたことを確認すること、分析業務の保存を義務付けることが望ましい。	令和元年度から契約書に、受託者に対し業務を適正に履行したことを確認できる過去3年間分の分析結果の保存を義務付ける条項を追加した。	対応済み
48	第40節 軽油見本品購入分析業務委託 第3款 第2 履行の確保一誓約書の提出	県は、相手方から軽油見本品購入分析計画の提出を受けた際に、各県税事務所が把握している管内ガソリンスタンドの情報と照合し相手方による不正行為を防止する措置をとっているが、相手方の調査が中立・正確に行われることを担保するため、より一層の措置（例えば、誓約書の提出等）をとることが望ましい。	従来から実施している不正防止措置に加え、各県税事務所が管内の販売業者に対し抜き打ちの調査を行い、業務の履行が中立・正確に行われているか確認している。	対応済み
49	第42節 税トータルシステムクライアント機器等賃貸借 第3款 第1 メンテナンス日時の確認	ちば電子調達システムが5月1日にメンテナンスによるシステム停止があることが後に判明したために、入札参加資格の確認申請の締切りが当初の5月1日から9日に変更された。あらかじめシステムメンテナンスの日時を確認しておくことが望ましい。	ちば電子調達システムのメンテナンス情報は、ポータル画面のお知らせに掲載されるため、令和元年度から入札執行伺い時及び電子調達システムへ入力する前に、スケジュールを確認する運用としている。 また、入札執行時に使用している入札事務チェックリストに、メンテナンス日の確認項目を追加した。	対応済み
50	第57節 税トータルシステムOCR機器等賃貸借 第3款 第1 予定価格	予定価格は2257万1460円であったところ、積算の根拠となる見積りは項目のみであった。見積りの根拠となる資料を付するなど、後の検証に耐えうるようさらに具体的にすることが望ましい。	令和元年度から、見積書に記載する項目を具体化する代わりに、見積項目に対する数量や金額、機器の仕様等の具体的な情報が記載された資料を、見積りの根拠として添付する運用としている。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
51	第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について第3款 第2 契約の交渉過程の文書化	本節の随意契約の締結過程をみると、平成29年9月12日に本節分析機関から見積書を徴取しているが、予定価格はその見積価格と同額であり、その金額で契約されているため、減額交渉をせずに漫然と相手方提示の見積価格で随意契約を締結したのではないかと疑いを生ずる。担当者をして、目的を確実に達成し、有利な代金で委託するたために交渉する意識を持たせるため、契約締結に至る交渉過程について文書で報告させることが望ましい。	令和元年度から一般競争入札により契約を締結することとし、予定価格の範囲内で入札した業者と契約した。	対応済み
52	第59節 書籍（「平成29年度地方税法令規通知篇」及び「平成29年発行地方税法総則逐条解説」）の売買契約締結について第3款 第1 契約書	契約書4条には、「検査の結果不合格となった物品は、甲が指定した期限内に乙はこれを持ち去らなければならない」などと規定されている。そして、検査は、契約書において検査期日として定められているとおり、「納入通知を受けてから10日以内」に実施するとされている。納入後、わずか10日間で、納品された約40冊全体的な確認することには困難であり、結局、納入された冊数の有無や正しい目的物であるかの確認を行うことが限界となるものと考えられる。したがって、10日以内で「不合格」となる物を発見できる場合は考えがたい。そうすると、第5条の納入後に損傷などを発見した場合に交換できるとする規定をもつてしても、10日以内に損傷などを発見した場合に対応可能であり、重複するもので、不要な規定となるものと考えられる。無用な紛争を呼ばないためにも、契約書の記載は簡潔にすべきである。	契約書第4条は、納品直後の検査時に不合格となった物品を相手方に回収させる規定である。 一方、契約書第5条は、検査後、納品された物品に検査時に気付かなかつた損傷等があつた場合に、それが俱側の過失による場合を除き、相手方に良品と交換させるための規定である。よって、両規定とも性格が違つたため、第4条を不要とする対応はできない。 しかしながら、第5条第1項は「現品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。」となつており、第4条と重複するようない規定となつていない。 そこで、第4条と第5条の違いを明確にするため、第5条第1項の規定中「現品納入後」という文言を「検査後」とすることにより対応した。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
53	第43節 第3款 人数 メール便配達業務 第1 入札参加者の	担当課は、本件業務の遂行が可能と思われる業者が、本件入札に参加しない理由などを調査するなどして、できる限り1者入札を避ける工夫をすることが望ましい。	令和元年度の入札を実施するに当たっては、入札に参加していない業者に対して調査を行い、仕様書内の配達対象物の規格の見直しを行い、入札参加者の増に努めた。	対応済み
54	第43節 第3款 約価格との乖離 メール便配達業務 第2 予定価格と契	新しい積算方法において、積算価格が相当程度高額に算出された原因は、2者の業者から徴取した参考見積価格が、実際の契約単価と著しく乖離していることにあることは明らかであるから、これまでの契約金額を十分に考慮するべきであり、その乖離を是正する方法等を検討するに当たり、担当課は、予定価格の設定に当たり、妥当な積算法を、さらに十分に検討することが望ましい。	積算方法としては、前年度を踏襲して業者から徴取した参考見積りを使用しているが、令和元年度からの契約については、参考見積りに加え、これまでの契約金額や決算額などの実績を勘案し積算を行った。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
55	第67節 葛南地域振興事務所 所借り上げ 第2款 第1 長期継続的契約	建物賃貸借契約を1年間として、毎年契約書を取り交わす必要性は乏しく、他方、長期継続契約にすることによって何らかの支障が生ずることは想定できない。そして、本節の契約事務に要する時間は2時間程度とこのことであるが、2時間程度であることもこれを省くことであるが、2時間程度であるし、毎年度契約書を取り交わすとなれば、その都度決裁は必要となるし、書類も増えることとなるが、これらを決裁事務や書類作成事務を省くことができるとすれば、省くべきである。よって、船橋市に対し、長期継続的契約の締結を申し入れて協議すべきである。	現在長期継続契約の締結に関し船橋市と協議中である。	継続
56	第67節 葛南地域振興事務所 所借り上げ 第2款 第2 契約書の条項 1 解除事由	本節の定期建物賃貸借契約書に、契約解除事由として、県に生ずることが想定できない事由が規定されている。県についてはいずれも明確定し、県に生ずることがあり得ない解除事由は、削除すべきである。	県に生じることが想定できない事由について削除し、令和元年9月1日付けで変更契約を締結した。	措置済み
57	第67節 葛南地域振興事務所 所借り上げ 第2款 第2 契約書の条項 2 賃料の支払方法	賃貸料の支払につき、毎月支払うことを規定しているが、その支払うべき賃料が前月分か当月分か翌月分かが必ずしも明確ではない。よって、当月支払う賃料が前月分か当月分か翌月分かを特定することができると記述をすべきである。	契約書の作成は契約の相手方である船橋市で行っており、左記について申し出たところ、契約書の記載内容は他の公共機関等と同様の契約書になっているため、来年度の契約書の記述を検討すると回答を得ている。	継続

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務所

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
58	<p>第67節 葛南地域振興事務所 所借り上げ 第2款 第2 契約書の条項 3 その他</p>	<p>契約書名を「定期建物賃貸借契約書」と記載し、賃貸借期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日と定めているのに（第4条）、賃貸借期間満了後の賃料及び共益費の改定を定めていたり（5条2項、6条2項）、5条1項は賃貸料の定めであり、同条2項は期間満了後の賃貸料改定の規定であり、賃貸期間内の賃料改定の支障となる規定ではないのに、10条1項において、5条が賃料改定の支障となることを前提とする規定をしていたり、消費税は外税と解されるが、文言上は消費税込みかそうでないかが定められていない等（5条1項、6条1項）、改定すべき条項がある。</p>	<p>契約書の作成は契約の相手方である船橋市で行っており、左記について申し出たところ、契約書の記載内容は他の公共機関等と同様の契約書になっているため、5条1項及び6条1項の消費税込みの記載については、来年度の契約書の記述を検討すると回答を得ている。 なお、その他の改定について、平成31年4月1日契約時に削除し、締結済みである。</p>	<p>継続</p>

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務所

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
59	第53節 千葉県印旛合同庁舎で使用する電力 第2款 第1 契約書 - 条項の定め方	本契約の契約書13条1項に「当該地域のみならず、電力事業者が、電気供給契約の変更等により、電力料金単価を改定した場合（当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整を電力量料単価に反映させる改定をすることにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、この供給する電力の電力量料単価についても、当該地域のみならず、電力事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。」との条項が定められているが、本条項における「同様の改定」との文言は不明確である。趣旨が明確になるように文言を改めるべきである。	令和元年度の契約書から「同様の改定」の文言を「同額の改定」に修正し、趣旨を明確にした。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
60	第68節 印旛合同庁舎清掃業務委託 第3款 第1 最低制限価格	<p>本契約は当初一般競争入札により相手方を選定する予定だったが、入札者（18者）が全て失格となったため、入札は不調に終わった。入札が不調となった原因は、入札者全員の入札価格が県の最低制限価格を下回っていたことによる。契約の相手方の選定は、一般競争入札によるのが原則であり、入札不調により本契約を随意契約の方式で締結せざるを得なかったことは望ましい結果とはいえない。</p> <p>県は、今後、できる限り入札不調による随意契約の締結を避けるため、不調に終わった入札の予定価格の定め方が妥当であったのか等について十分な検証をすることが望ましい。</p>	<p>本契約は、国土交通省の「建築保全業務積算要領」を用いて積算していたが、平成30年度からビル管理業務と併せて、庁舎総合管理業務委託として発注した。</p> <p>その際、予定価格の作成については、複数の業者から見積りを徴取し、それを参考とする方法へ変更したため、より実勢価格に近い価格になっていると考えられる。</p>	対応済み
61	第68節 印旛合同庁舎清掃業務委託 第3款 第2 契約書－履行遅滞の違約金規定	<p>財務規則は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができないうち、県が履行期間の延長を承認したときは、履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金が発生すると定める。しかし、本契約の契約書には、このような場合の違約金の定めが規定されていない。</p> <p>よって、受託者の責任を明確にするため、受託者に履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を本契約書上に定めるのが望ましい。</p>	<p>平成30年度の契約から履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を契約書に記載した。</p>	対応済み

平成30年度包括外部監査

[総務部香取地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務所

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
62	第54節 千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託契約書 第1契約書 第3款	履行開始日に疑義が生じることがないように、本契約のように閉庁日に業務を予定していない契約では、契約書上、履行開始日は開庁日とすることが望ましい。	契約の履行開始日は閉庁日为避免、開庁日とすることとした。 ただし、令和元年度において、該当する事例はなし。	対応済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務所

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
63	第55節 千葉県海匝合同庁舎清掃業務委託 第3款 第1 契約書一 違約金規定	財務規則は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができないう場合において、履行期間後に完了する見込みがあり、県が履行期間の延長を承認したときは、履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金が発生すると定める。しかし、本契約の契約書には、このような場合の違約金の定めが規定されていない。よって、受託者の責任を明確にするため、受託者に履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を本契約書上に定めるのが望ましい。	平成31年度の契約から契約書に記載済みである。	対応済み

平成30年度包括外部監査

[総務部職員能力開発センター]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
64	第66節 平成29年度千葉県職員研修等事業業務委託第2款 第1 特記仕様書に規定する書類を徴取していないこと	データ保護及び管理に関する特記仕様書において、「データ管理計画」「データ取扱計画」「セキュリティ措置計画」「データ管理簿」「データ返却等計画」等を作成し、県の承認を得ることとされているところ、これらのうち「データ管理簿」及び「データ返却等計画」が作成されていなかった。 今後は、データの適切な管理の観点から、これらの書類を漏れなく徴取されたい。	平成30年度千葉県職員研修等事業業務委託では、受託事業者から「データ返却等計画」を徴取し承認した上で返却等の処理をさせ、当該処理終了後にはその結果を記載した「データ管理簿」を徴取している。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
65	第51節 平成30年度自動車税納税通知書作成及び封入封かん業務 第2款 第1 予定価格	予定価格の積算に当たって、入札参加者のうち1者のみから取得した参考見積を参考として各単価を設定した場合、見積の妥当性を検証することが困難である。 そこで、予定価格の積算に当たって参考見積を徴する場合は、入札者以外も含む複数者から取得することにより、予定価格の妥当性を検証するべきである。	令和2年度自動車税納税通知書作成及び封入封かん業務の入札執行に当たっては、前年度入札参加者のうち複数者から参考見積を取得して積算し、予定価格を作成した。	措置済み
66	第65節 文書保管業務 第2款 第1 随意契約の選択理由	担当課は、他の複数業者からも見積りを徴取するなどして、輸送料を加味した場合に現在の契約相手に価格面で大きな優位性があるかどうかを常に検証し、優位性が失われている場合には、競争入札の導入や、仮に随意契約を継続する場合でも、見積り合わせを行うなどの手法を検討すべきである。	令和元年度は、3者から輸送料を加味した参考見積りを徴取して、検討した結果、現在の契約相手が価格面で優位性があることから、従来どおりの契約とした。 令和2年度に向けては、複数の業者から参考見積りを徴取し、優位性の検証を行うとともに、契約内容の見直しや競争入札の導入について検討を行う。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
67	第52節 多目的ホールAV機器保守点検業務委託 第2款 第1 契約書	契約書で定める「仕様書」については、別冊に おいても同じ名称を使用するなどして、仕様書の特 定が確実にできるようすべきである。	契約書で定める仕様書について、契約書内の名称と別紙仕様 書の名称を「多目的ホールAV機器保守点検業務仕様書」に統 一した。	措置済み

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
68	第52節 多目的ホールAV 機器保守点検業務委託 第3款 第1 予定価格の積 算方法	本件が一般競争入札となった平成26年度以降、契約金額に対して、予定価格が著しく高額な状態が続いている（落札率が著しく低い状態が続いている）。 千葉県文書館は、市場の実態を反映した適切な価格の範囲内で最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な価格を積算する努力を怠るべきではなく、積算方式や点検単価の算出方法を見直すことが望ましい。	令和元年度分の契約から、過去3年間分の業者見積りや契約金額等の実績を平均化した数字を参考に、予定価格の見直しを行った。	対応済み